

小樽市タクシー事業適正化・活性化協議会

【第4回】

小樽市タクシー事業適正化・活性化協議会事務局

平成23年2月2日(水) 14:00～
於:小樽市役所消防庁舎6階講堂

目次

資料1	小樽市タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱(案)	P1~P5
資料2	特定事業計画の進捗状況	P6~P13
	Ⅰ 特定事業計画認定申請・認定状況(総括表)	
	Ⅱ 特定事業計画認定申請・認定状況(事業者別)	
	Ⅲ 特定事業の事業別認定状況	
	Ⅳ 小樽市における法人タクシー輸送実績の推移	
	Ⅴ タクシー車両数の推移	
資料3	小樽市におけるタクシー業界の取り組み状況	P14~P17
資料4	事業再構築の進捗状況	P18~P22
	Ⅰ 事業再構築(減・休車)の進捗状況	
	Ⅱ 法人タクシー月別輸送実績の推移等	
	Ⅲ 実働日車当り実車キロ・営業収入の推移	
	Ⅳ 実働日車当り運送回数・輸送人員の推移	
資料5	地域計画における特定事業の一覧(参考)	P23~P26

小樽市タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱(案)

制定平成21年12月11日

平成23年2月2日一部改正

(目的)

第1条 小樽市タクシー事業適正化・活性化協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、小樽市(以下「特定地域」という。)の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
 - 3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域計画の作成
- (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 協議会の運営方法

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

1 法第8条第1項に掲げる者

- (1) 北海道運輸局長又はその指名する者
- (2) 小樽市長又はその指名する者
- (3) 小樽ハイヤー協会会長
- (4) 小樽個人タクシー協同組合理事長
- (5) タクシー事業者(タクシー協会等に所属している者を除く。)
- (6) 全国中立労組政策推進会議を代表する者
- (7) 全自交小樽地区協議会を代表する者
- (8) 小樽商工会議所会頭又はその指名する者
- (9) 小樽消費者協会会長又はその指名する者

2 法第8条第2項に掲げる者

- (1) 札幌大学大学院経営学研究科教授 千葉 博正
- (2) 小樽労働基準監督署長又はその指名する者
- (3) 小樽警察署長又はその指名する者
- (4) 社団法人小樽観光協会会長又はその指名する者

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 5 協議会に事務局長をおき、会長が指名する。
- 6 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 7 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。

- 8 協議会には、議事の円滑な進行を図るため、協議会の構成員の中から座長をおくことができる。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
- (1) 会長、座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員の種別ごとに1個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
- (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 北海道運輸局長が合意していること。
 - ② 小樽市長が合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 小樽商工会議所会頭及び小樽消費者協会会長が合意していること。
 - ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
- (3) 地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2)①②及び④から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 地域計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
 - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長が合意していること。

② 会長以外の構成員の過半数が合意していること。

- 10 協議会は、地域計画の作成までは必要に応じて、作成後は定期的に開催することとする。
- 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 13 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

改正案	現行
<p data-bbox="241 347 1025 379">小樽市タクシー事業適正化・活性化協議階設置要綱</p> <p data-bbox="689 427 1104 499">制定平成21年12月11日 平成23年2月2日一部改正</p> <p data-bbox="163 592 499 624">第1条～第3条（略）</p> <p data-bbox="163 671 448 703">（協議会の構成員）</p> <p data-bbox="163 711 920 743">第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。</p> <p data-bbox="163 751 495 783">1 （1）～（6）（略）</p> <p data-bbox="219 831 857 863"><u>（7）全自交小樽地区協議会を代表する者</u></p> <p data-bbox="219 911 477 943">（8）、（9）（略）</p> <p data-bbox="163 999 297 1031">2 （略）</p> <p data-bbox="163 1078 488 1110">第5条、第6条（略）</p>	<p data-bbox="1205 347 1989 379">小樽市タクシー事業適正化・活性化協議階設置要綱</p> <p data-bbox="1664 427 2056 459">制定平成21年12月11日</p> <p data-bbox="1126 592 1462 624">第1条～第3条（略）</p> <p data-bbox="1126 671 1411 703">（協議会の構成員）</p> <p data-bbox="1126 711 1861 743">第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。</p> <p data-bbox="1126 751 1458 783">1 （1）～（6）（略）</p> <p data-bbox="1182 831 1731 863"><u>（7）小樽一般労働組合を代表する者</u></p> <p data-bbox="1182 911 1440 943">（8）、（9）（略）</p> <p data-bbox="1126 999 1261 1031">2 （略）</p> <p data-bbox="1126 1078 1451 1110">第5条、第6条（略）</p>

特定事業計画の進捗状況

I 特定事業計画認定申請・認定状況(総括表)

H22.12.31現在

法人タクシー					個人タクシー				
特定事業計画認定申請			事業再構築			対象事業者数	申請事業者数	認定事業者数	
対象事業者数	申請事業者数	認定事業者数	単独による事業再構築認定事業者	共同による事業再構築認定事業者	減車・休車車両数				
					減車	休車			
9	9	9	4	0	16	0	100	93	93

基準車両数	H21.9.30現在の車両数	H21.10.1～H22.4.11までの減車車両数	H22.4.12(特定事業計画受付開始日)現在の車両数	事業再構築による減車・休車数	H22.4.12以降の事業再構築によらない減車数	事業再構築による減車・休者実施後の車両数	基準車両数からの減車車両数	基準車両数からの減車率	事業再構築による減休車数の基準車両数に対する減車率
425	425	0	425	16	0	409	16	3.8%	3.8%

Ⅱ 特定事業計画認定申請・認定状況(事業者別)

H22.12.31現在

番号	ハイ・タク グループ区分	特定事業計画認定申請					事業再構築				保有車両数					増減率	
		申請年月日	認定年月日	認定 番号	特 定 事業数	特定事業最 終実施時期	単独	共同	減休車車両数		基 準 車両数	H21.9.30 時点	申請時 車両数	認定後 減車数	再構 築後		増減数
									減車	休車							
1	A	H22.5.17	H22.5.26	181	2	H22.6					85	85	85	0	85	0	0.0%
2	B	H22.5.19	H22.5.26	182	1	H22.6					82	82	82	0	82	0	0.0%
3	C	H22.5.20	H22.5.26	183	2	H22.6					22	22	22	0	22	0	0.0%
4	D	H22.5.20	H22.5.26	184	2	H22.6	○		4		38	38	38	0	34	-4	-10.5%
5	E	H22.5.20	H22.5.26	185	3	H22.6	○		5		82	82	82	0	77	-5	-6.1%
6	F	H22.5.20	H22.5.26	186	2	H22.6	○		3		33	33	33	0	30	-3	-9.1%
7	G	H22.5.20	H22.5.26	187	2	H22.6					20	20	20	0	20	0	0.0%
8	H	H22.5.20	H22.5.26	188	2	H22.6					29	29	29	0	29	0	0.0%
9	I	H22.5.19	H22.5.26	189	2	H22.6	○		4		34	34	34	0	30	-4	-11.8%

注1 「基準車両数」は、平成19年11月20日(特定特別監視地域の指定日)現在におけるタクシー車両の数値

Ⅲ 特定事業の事業別認定状況

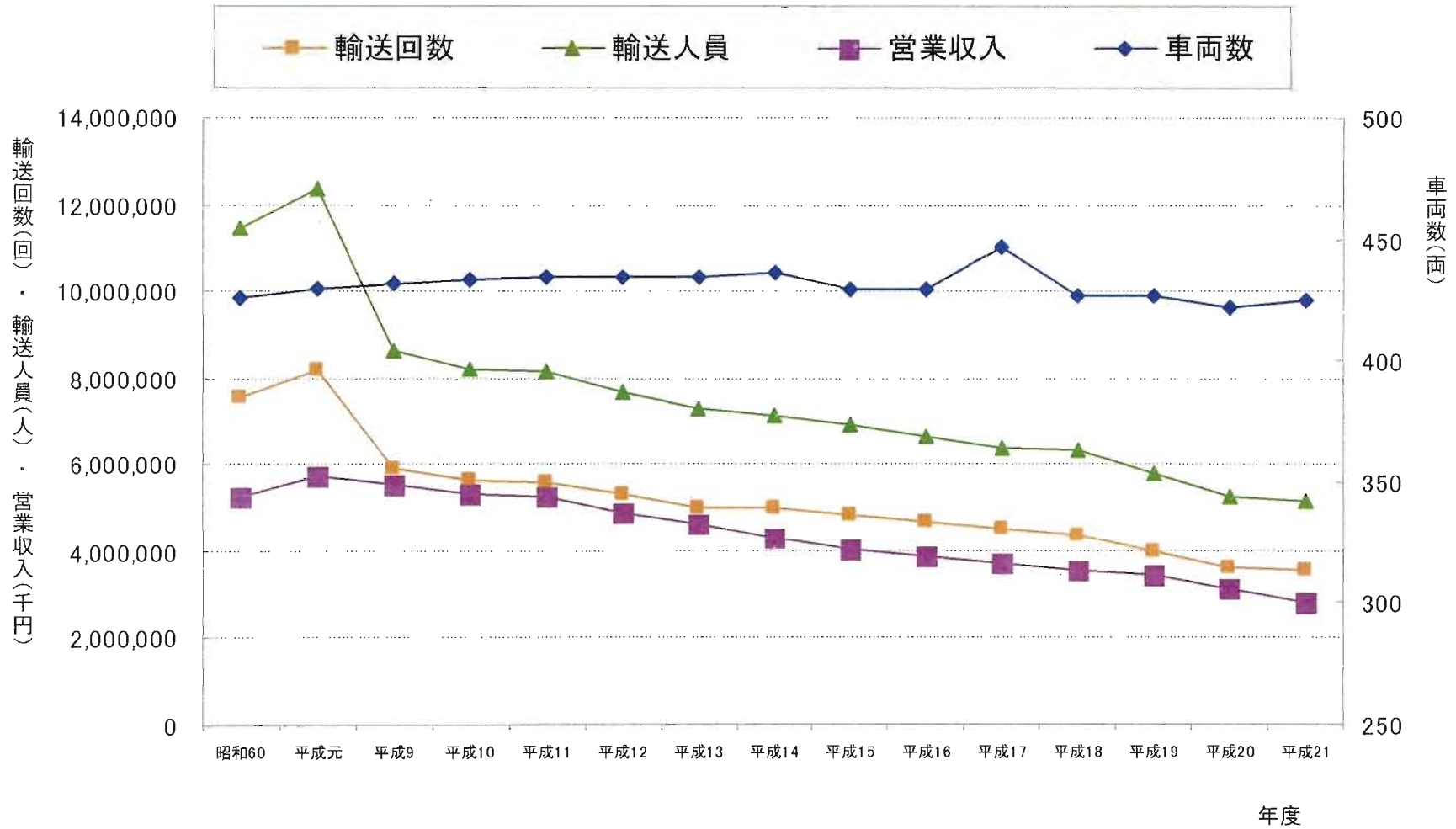
法人事業者

特定事業の種別	認定件数 (重複有)
1 ① 禁煙タクシーの導入	9
1 ② 安全講習会の実施	1
1 ③ 事業者における自社Webサイトの開設	1
5 ① アイドリングストップ運動の推進	7
計	18

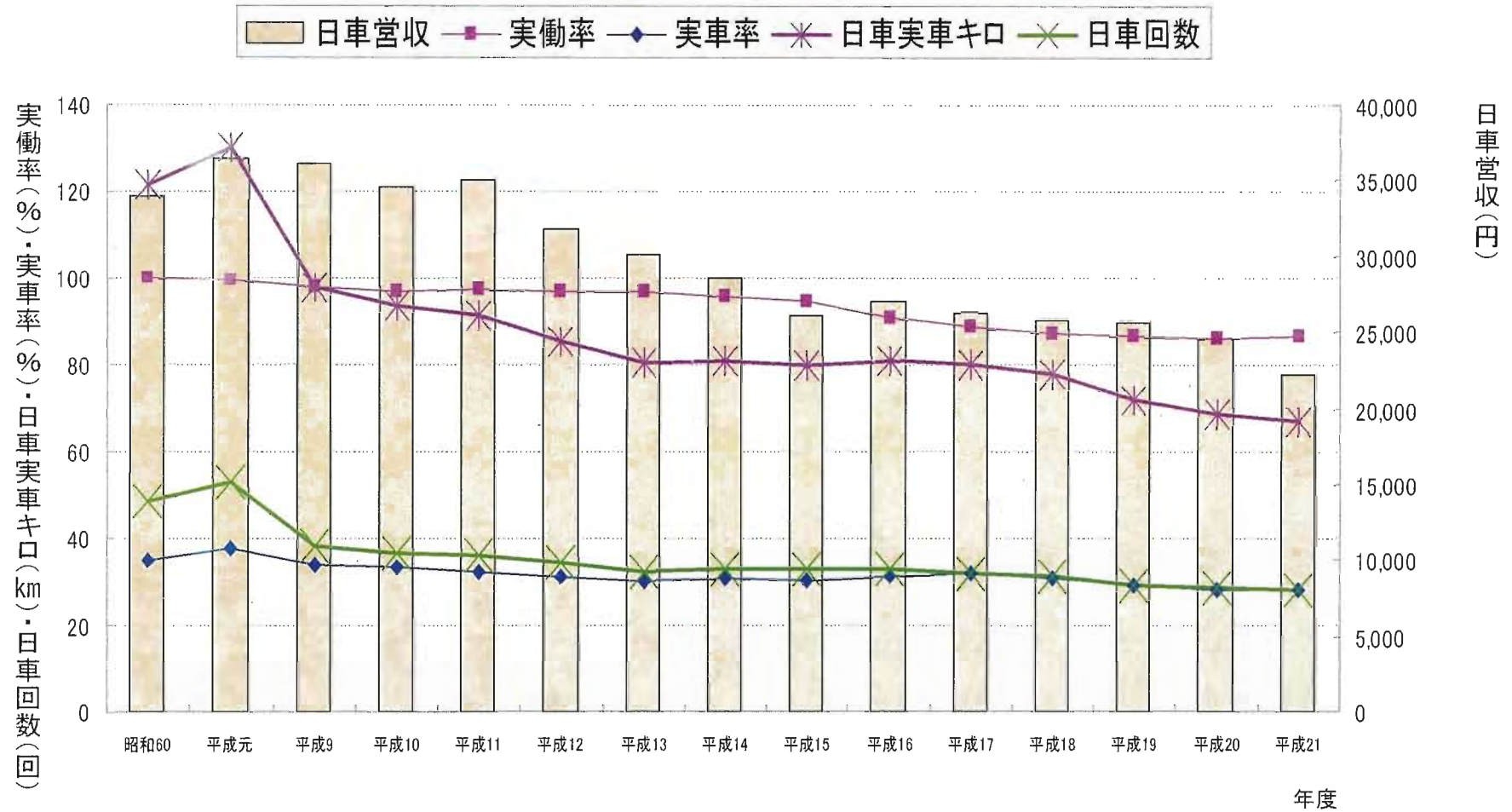
個人事業者

特定事業の種別	認定件数 (重複有)
1 ④ 短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び利用者へのPR	93
1 ⑤ ETCの導入	5
2 ① 車両費用等の削減	15
4 ① タクシー事業者・運転者ランク評価制度の導入及び利用者へのPR活動	1
5 ① アイドリングストップ運動の推進	10
5 ② タクシー乗り場及び周辺における美化の促進	30
5 ③ エコドライブの推進	7
計	161

IV 小樽市における法人タクシーの輸送実績の推移について①



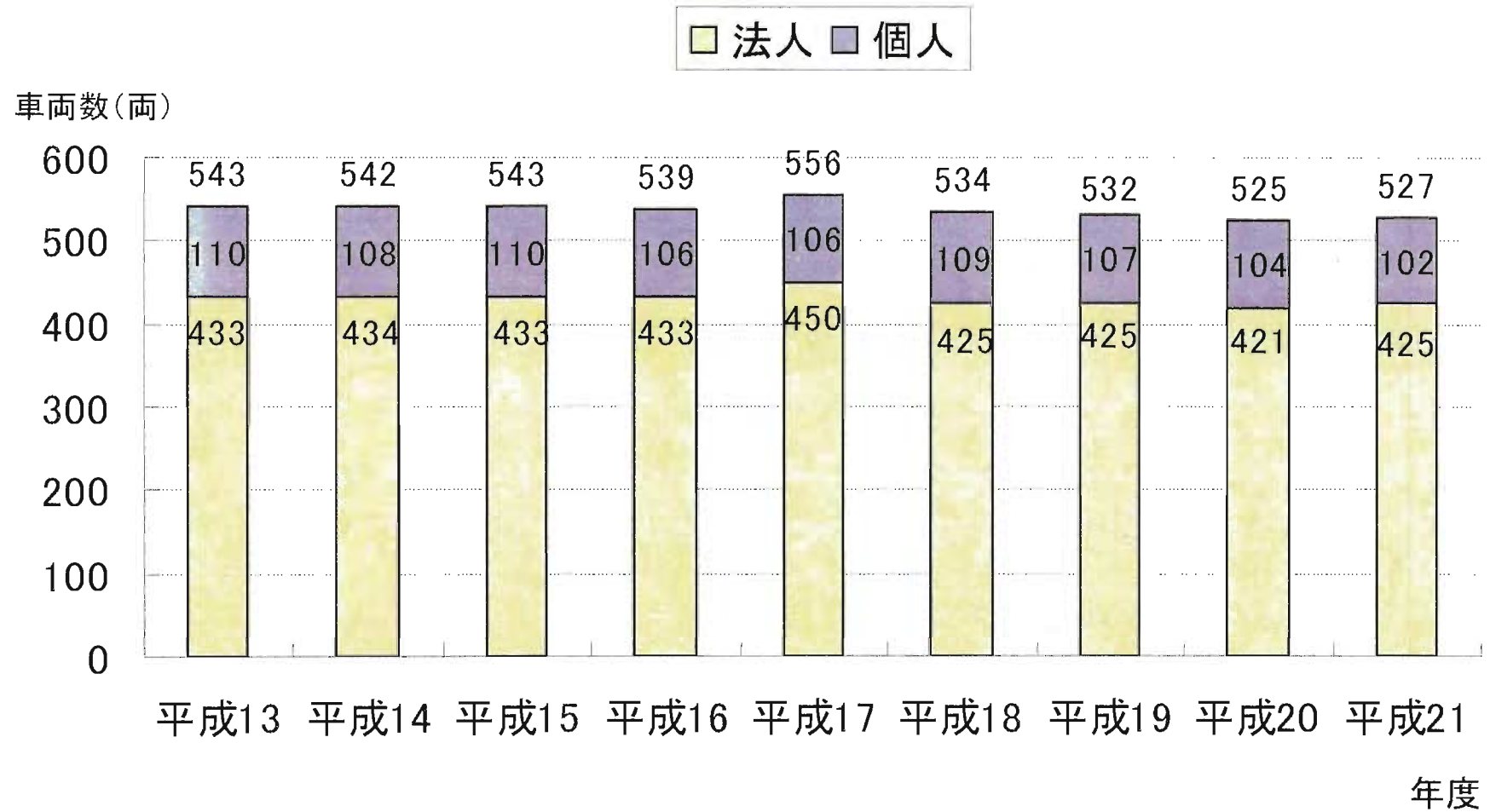
IV 小樽市における法人タクシーの輸送実績の推移について②



IV 小樽市における法人タクシーの輸送実績の推移について③

年度	延実在車両数 (両)	延実働車両数 (両)	実働率 (%)	実車キロ			輸送回数		輸送人員 (人)	運送収入	
				総実車キロ (km)	実車率 (%)	日車実車キロ (km)	輸送回数 (回)	日車回数 (回)		営業収入 (千円)	日車営業 (円)
昭和60年	155,490	155,214	99.8	18,882,053	35.4	121.7	7,541,897	48.6	11,464,501	5,274,168	33,979
平成元年	156,317	155,471	99.5	20,512,498	38.1	130.1	8,210,368	52.8	12,367,100	5,748,294	36,400
指数1(HI=100)	100	100		100		100	100	100	100	100	100
平成9年	157,680	153,338	97.6	15,039,230	33.9	98.1	5,910,945	38.6	8,636,813	5,548,085	36,182
平成10年	157,938	153,207	97	14,303,465	33.3	93.4	5,668,578	37	8,207,163	5,305,774	34,631
平成11年	158,741	154,308	97.2	14,111,598	32.6	91.5	5,602,617	36.3	8,129,545	5,250,668	35,027
平成12年	158,410	153,437	96.9	13,106,246	31.2	85.4	5,316,401	34.7	7,673,436	4,882,982	31,824
平成13年	158,410	152,921	96.9	12,356,094	30.1	80.8	4,998,596	32.7	7,297,936	4,614,021	30,173
指数1(HI=100)	101	98		60		62	60	61	59	80	82
指数2(HI3=100)	100	100		100		100	100	100	100	100	100
平成14年	158,092	151,567	95.9	12,281,065	30.7	81	4,995,740	33	7,156,010	4,335,000	28,601
平成15年	158,175	149,422	94.5	11,950,145	30.3	80	4,852,327	32.8	6,900,301	4,024,039	26,161
平成16年	156,950	142,633	90.9	11,564,449	31.6	81.08	4,680,838	32.8	6,642,433	3,864,954	27,097
平成17年	158,920	141,217	88.9	11,271,727	32	79.8	4,527,610	32.1	6,409,970	3,714,420	26,302
平成18年	159,160	138,129	86.8	10,793,446	31	78.1	4,354,937	31.5	6,332,891	3,555,800	25,743
平成19年	156,445	135,324	86.5	9,751,931	29.1	72.1	3,979,823	29.4	5,798,759	3,479,510	25,712
平成20年	147,946	126,863	85.8	8,728,485	28.3	68.8	3,621,248	28.5	5,260,470	3,115,606	24,559
平成21年	146,699	126,272	86.4	8,518,942	28.2	67.2	3,580,240	28.2	5,173,693	2,827,877	22,309
指数1(HI=100)	93	81		41		51	43	53	41	49	61
指数2(HI3=100)	92	82		68		83	71	86	70	61	73

V タクシー車両数の推移について



小樽市におけるタクシ―業界の取り組み状況

タクシー業界の取り組み状況について①

タクシー全車全面禁煙の実施

[平成 22 年 6 月 1 日より]

鉄道やバスでは禁煙化が定着しており、近年は病院や公共施設において禁煙化・分煙化が進んでおります。

しかし、狭いタクシー車内では分煙化は困難であり、乗務員の受動喫煙による健康被害の防止についての対応に迫られており、このような状況下から、全面禁煙は受動禁煙対策として極めて有効であると考えられるため、タクシーでの車内禁煙化を実現することに致しました。



タクシー業界の取り組み状況について②

地域社会における「子どもの安心・安全サポート」活動

[平成 22 年 11 月より]

業界では従来から関係行政機関と連携を密にし「子ども 110 番」に寄与し、地域社会の各学校(小学校 27 校・中学校 14 校)周辺通過時不審者等を発見した場合警察に通報するなどして、子ども安全を図ってまいりました。

活動の一層の鮮明化を図るため、「みんなで 守ろう子どもたち」～子どもの安全を見守る運動～ のタクシーにステッカーを貼付して実施している。



タクシー業界の取り組み状況について③

近距離を利用されるお客様の対応の取り組みについて

[平成 22 年 12 月より]

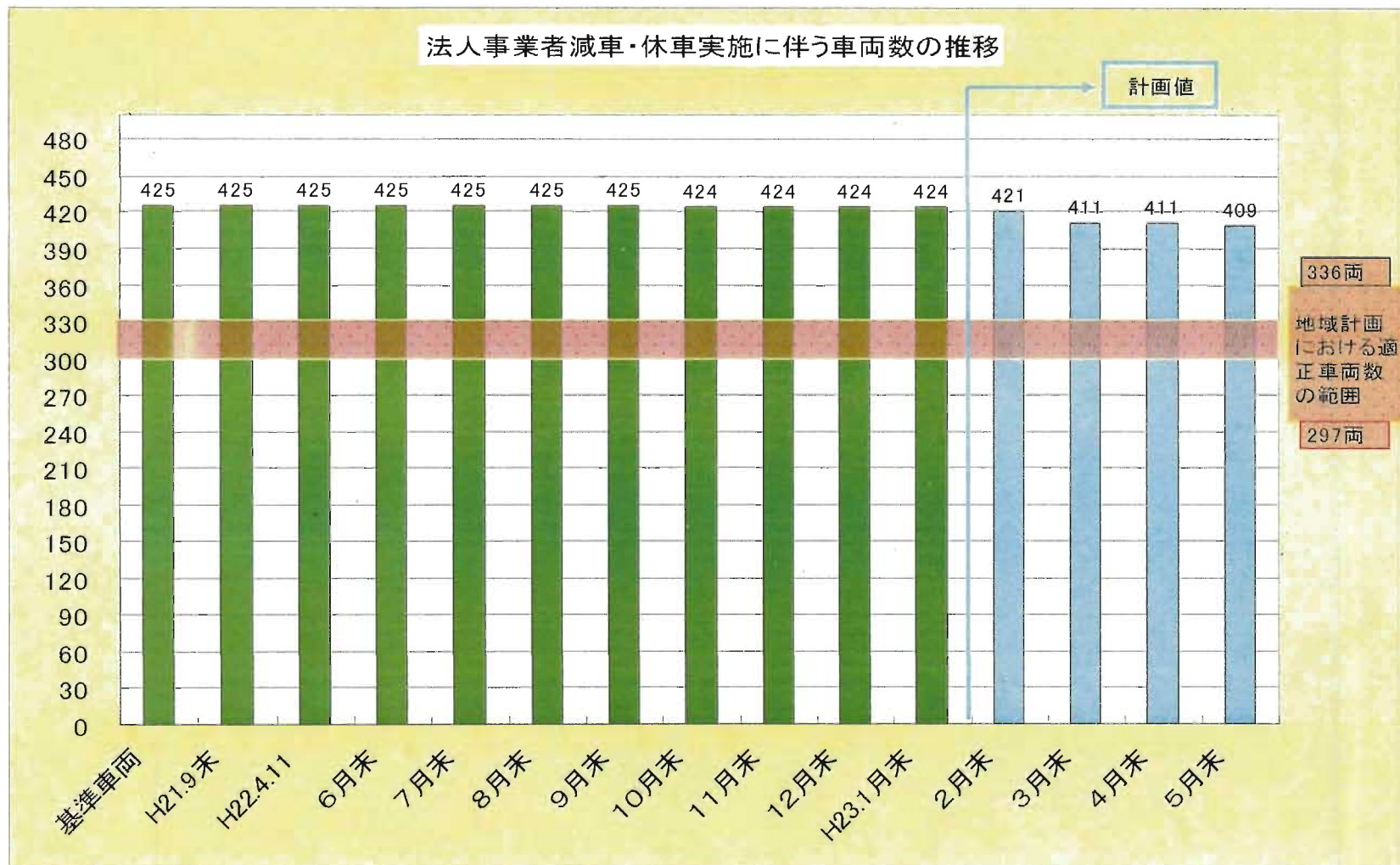
これまでタクシーをご利用されているお客様のなかで、近い距離は乗りづらいという声があった。

そこで、近距離お客様対応策として「いらっしやいませ お近くこそタクシーで」のステッカーを貼り、運転手一人ひとりの理解と協力を得て、近い距離をご利用されるお客様を増やしていくという取り組みを行っている。



事業再構築の進捗状況

I 事業再構築(減・休車)の進捗状況



II 法人タクシー月別輸送実績の推移等

		延実在 車両数 (日車)	延実働 車両数 (日車)	実働率	走行キロ (km)	実車キロ (km)	実車率	運送回数 (回)	輸送人員 (人)	営業収入 (千円)	実働日車当たり				
											走行キロ (km)	実車キロ (km)	運送回数 (回)	輸送人員 (人)	営業収入 (円)
4月	21年度	11,580	10,072	87.0%	2,476,447	632,761	25.6%	269,846	384,205	224,901	245.9	62.8	26.8	38.1	22,329
	22年度	12,750	10,881	85.3%	2,537,065	676,924	26.7%	287,735	410,855	221,608	233.2	62.2	26.4	37.8	20,367
	前年比	110.1%	108.0%		102.4%	107.0%		106.6%	106.9%	98.5%	94.8%	99.0%	98.5%	99.2%	91.2%
5月	21年度	11,966	10,229	85.5%	2,495,550	645,776	25.9%	273,814	386,590	226,088	244.0	63.1	26.8	37.8	22,103
	22年度	13,175	10,894	82.7%	2,506,707	657,743	26.2%	272,879	377,828	214,162	230.1	60.4	25.0	34.7	19,659
	前年比	110.1%	106.5%		100.4%	101.9%		99.7%	97.7%	94.7%	94.3%	95.7%	93.3%	91.8%	88.9%
6月	21年度	11,580	10,106	87.3%	2,509,719	680,515	27.1%	285,563	412,441	224,144	248.3	67.3	28.3	40.8	22,179
	22年度	12,740	10,818	84.9%	2,475,931	670,219	27.1%	281,181	406,143	237,955	228.9	62.0	26.0	37.5	21,996
	前年比	110.0%	107.0%		98.7%	98.5%		98.5%	98.5%	106.2%	92.2%	92.1%	91.9%	91.9%	99.2%
7月	21年度	11,966	10,595	88.5%	2,664,584	739,056	27.7%	308,812	461,299	242,854	251.5	69.8	29.1	43.5	22,922
	22年度	13,175	11,164	84.7%	2,600,467	706,550	27.2%	295,165	430,395	259,984	232.9	63.3	26.4	38.6	23,288
	前年比	110.1%	105.4%		97.6%	95.6%		95.6%	93.3%	107.1%	92.6%	90.7%	90.7%	88.7%	101.6%
8月	21年度	11,966	10,455	87.4%	2,623,078	742,499	28.3%	309,777	455,666	243,756	250.9	71.0	29.6	43.6	23,315
	22年度	13,175	11,003	83.5%	2,536,160	707,504	27.9%	300,935	443,053	260,780	230.5	64.3	27.4	40.3	23,701
	前年比	110.1%	105.2%		96.7%	95.3%		97.1%	97.2%	107.0%	91.9%	90.6%	92.6%	92.4%	101.7%
9月	21年度	11,580	10,329	89.2%	2,538,080	668,223	26.3%	278,928	405,263	219,300	245.7	64.7	27.0	39.2	21,231
	22年度	12,750	10,700	83.9%	2,430,863	621,276	25.6%	265,915	375,877	229,671	227.2	58.1	24.9	35.1	21,465
	前年比	110.1%	103.6%		95.8%	93.0%		95.3%	92.7%	104.7%	92.5%	89.8%	92.2%	89.5%	101.1%
10月	21年度	11,966	10,809	90.3%	2,659,561	705,668	26.5%	296,808	424,414	231,252	246.1	65.3	27.5	39.3	21,394
	22年度	13,164	10,904	82.8%	2,490,167	649,753	26.1%	274,710	388,213	239,309	228.4	59.6	25.2	35.6	21,947
	前年比	110.0%	100.9%		93.6%	92.1%		92.6%	91.5%	103.5%	92.8%	91.3%	91.6%	90.6%	102.6%
11月	21年度	12,670	10,768	85.0%	2,499,075	663,466	26.5%	282,629	403,307	218,209	232.1	61.6	26.2	37.5	20,265
	22年度	12,720	10,649	83.7%	2,390,325	599,117	25.1%	258,919	369,152	221,317	224.5	56.3	24.3	34.7	20,783
	前年比	100.4%	98.9%		95.6%	90.3%		91.6%	91.5%	101.4%	96.7%	91.4%	92.7%	92.5%	102.6%
12月	21年度	13,175	11,374	86.3%	2,626,219	851,346	32.4%	353,416	514,489	279,254	230.9	74.9	31.1	45.2	24,552
	22年度														
	前年比														
1月	21年度	13,175	10,872	82.5%	2,396,322	767,405	32.0%	319,448	461,436	250,614	220.4	70.6	29.4	42.4	23,051
	22年度														
	前年比														
2月	21年度	11,900	10,025	84.2%	2,182,391	684,094	31.3%	289,214	420,381	225,357	217.7	68.2	28.8	41.9	22,480
	22年度														
	前年比														
3月	21年度	13,175	11,128	84.5%	2,549,011	738,133	29.0%	311,985	444,202	242,148	229.1	66.3	28.0	39.9	21,760
	22年度														
	前年比														

Ⅲ 実働日車当り実車キロ・営業収入の推移



IV 実働日車当り運送回数・輸送人員の推移



地域計画における特定事業の一覧(参考)

地域計画における特定事業の一覧(参考)

1 / 3

小樽市

特定事業・その他事業の概要	実施主体	実施時期
1 タクシーサービスの活性化		
(1) 特定事業		
① サービス向上のための教育・研修の実施	事業者、個人組合	短期
② 地理教育の徹底	事業者	短期
③ 安全運転講習会の実施	事業者、個人組合	短期
④ 短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び利用者へのPR	事業者、法人協会、個人組合	短期
⑤ タクシーの救援事業(買物代行等)の拡大、周知	事業者、個人組合	短期
⑥ 禁煙タクシーの導入	事業者、個人組合	短期
⑦ ETCの導入	事業者	短期
⑧ 福祉車両の導入	事業者	中期
⑨ 福祉タクシーの運行	事業者	短期・中期
⑩ 介護タクシーの運行	事業者	短期・中期
⑪ チャイルドシートの導入	事業者	短期
⑫ ケア輸送サービス従事者研修の受講の促進	事業者	短期
⑬ 小樽観光大学の講習受講による案内人認定証取得の促進	事業者、法人協会、個人組合、観光協会	短期
⑭ 観光周遊ルートへのPR	事業者、法人協会、個人組合、観光協会	短期
⑮ クレジットカード決済器の導入	事業者	短期・中期
⑯ 事業者における自社Webサイトの開設	事業者	短期・中期
(2) その他事業		
① タクシーサービスに関する情報提供	法人協会	短期・中期

地域計画における特定事業の一覧(参考)

2/3

特定事業・その他事業の概要	実施主体	実施時期
2 事業経営の活性化、効率化		
(1) 特定事業		
① 運転者、車両の適切な運用・管理を行い、これに伴う1両あたりの生産性の向上	事業者	短期
② デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車	事業者	短期・中期
③ 車両費用等の削減	事業者	短期
④ 部品や燃料などの共同購入の推進による経費の圧縮	事業者	短期
(2) その他事業		
① アンケート等による需要構造分析	法人協会	短期
② ニューサービスに関する要望受付窓口の設置	法人協会	短期
3 タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上		
(1) 特定事業		
① 賃金制度・乗務員負担制度の見直し	事業者、法人協会	短期・中期
② タコグラフの活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮	事業者	短期・中期
③ 若年労働者の積極的な雇用の促進	事業者	短期・中期
④ 新規就労者への教育環境の整備	事業者	短期・中期
⑤ 健康診断等の充実	事業者	短期
⑥ 防犯訓練の実施	事業者	短期
⑦ 防犯カメラ等の導入	事業者	短期・中期

地域計画における特定事業の一覧(参考)

3 / 3

特定事業・その他事業の概要	実施主体	実施時期
4 タクシー事業の構造的要因への対応		
(1) 特定事業		
① タクシー事業者・運転者ランク評価制度の導入及び利用者へのPR活動	事業者、法人協会、個人協会、運輸支局	短期・中期
(2) その他事業		
① タクシー乗り場の整備・拡充	法人協会、自治体	短期・中期
5 交通問題、環境問題、都市問題の改善		
(1) 特定事業		
① 主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進	事業者、法人協会、個人組合	短期
② 違法駐停車の防止策の構築と徹底	事業者、法人協会、運輸支局	短期
③ タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	事業者、法人協会、個人組合	短期
④ 低公害車の導入等の促進	事業者	短期・中期
⑤ アイドリングストップ運動の推進	事業者	短期
⑥ グリーン経営認証の取得	事業者	短期・中期
⑦ エコドライブの推進	事業者	短期
⑧ 安全プラン2009の目標値達成に向けての取り組みの推進	事業者、法人協会、個人組合、運輸支局	短期
⑨ 運転者適性診断の活用促進	事業者	短期・中期
⑩ ドライブレコーダーを活用した安全運転の徹底・事故分析	事業者	短期
⑪ こども110番など社会貢献活動の拡充	事業者	短期
(2) その他事業		
① 自治体等が実施する交通渋滞対策等関係施策への積極的協力	法人協会、事業者、自治体、運輸支局	短期
② 自治体等が実施する観光関係施策への積極的協力	法人協会、事業者、自治体、観光協会	短期